

陝西省における 知的財産権の質権担保貸付に関する管理弁法

2011年2月15日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

陝西省における知的財産権の質権担保貸付に関する管理弁法（試行）

第一章 総 則

第一条 知的財産権の運用を促進し、独創とその成果の産業化を支持し、更に中小企業の融資ルートを広げ、知的財産権の質権担保貸付業務に新機軸を打ち出し、知的財産権質権当事者の合法的權益を保障するために、「中国人民共和国銀行業監督管理法」、「中華人民共和国物権法」等の法令に基いて、陝西省の実情と合わせ、本弁法を制定する。

第二条 本弁法で称する知的財産権の質権担保貸付とは、借入人又は第三者が貸付人に対し、合法的に享有している且つ譲渡できる専利権、登録商標専用権、著作権等の知的財産権の中の財産権に質権を設定し、貸付人から一定金額の人民元、外貨の貸付金を取得して、また期限どおりに貸付金の元利金を償還する貸付業務のことを指す。

第三条 貸付人とは法律に従って設立し、貸付業務を扱う銀行業金融機構のことを指す。

借入人、質権設定者は工商行政管理機関（又は主管機関）の許可を得て登記された企業（事業）法人、その他の経済組織、自営業者又は中華人民共和国の国籍を有する完全な民事行為能力を持つ自然人でなければならない。

質権設定者が第三者である場合、担保の提供は「担保法」又はその他の法律の規定に適わなければならない。

第二章 貸付金の用途と条件

第四条 知的財産権を貸付人へ担保に出して取得した貸付金は主に技術開発、作品創作、知的財産権産業化プロジェクトの建設・運営・管理、技術改造、流動資金回転等の生産経営活動に使うものとし、法律、法規、規則及び銀監会の規範的文書に別途定めがある場合を除き、株式資本權益的投資をしたり、有価証券、基金、不動産、先物等の投資経営活動及び監督管理機関が禁止する貸付金のその他の用途に使ったりしてはならない。

第五条 質権設定者が質権を設定しようとする知的財産権は以下の条件を満足しなければならない。

（一）法による専利権を付与されている、法による登録商標の専用権を許可されている、作品登記を行った著作権。

（二）知的財産権は法定の有効期間（又は保護期間）内であり、また残りの有効期間（又は保護期間）は原則として3年間を下回らない、貸付期間より短くないものである。

（三）権利の帰属が明確で、法による譲渡でき、また質権登記を行うことができる。

- (四) 知的財産権は国家の安全と秘密保持事項に関ってはいけない。
- (五) 質権設定者は質権価値の全額を貸付金の担保に設定しなければならない。
- (六) 知的財産権の質権設定者が会社である場合、会社法第十六条の関連規定に適用ものとする。
- (七) 知的財産権の質権設定者は国有資産の性質がある場合、質権を設定する前にその上級資産主管部門の許可を得なければならない。
- (八) 質権設定者は、書面を以って質権を設定した期間中に質権設定の権利を譲渡、又は第三者に使用を許可する場合、貸付人の同意を得なければならないと承諾し、また譲渡対価、ライセンス使用料、専利の実施により取得した収益等が全部優先的に貸付金の返済又は供託に用いることに同意する。
- (九) 専利プロジェクトが産業化の初期と生産能力拡大の実質的な実施段階にある。登録商標専用権、著作権の財産権が使用段階にあり、ある程度の市場潜在力及び良好な社会的と経済的利益を有する。
- (十) 実用新案権や意匠権をもって質権を設定する場合、貸付人は質権設定者に国务院専利行政部門が作成した専利権評価報告書若しくは検索報告書、又は専利の実質的な条件が揃っていることを十分に証明できるその他の資料を提出するよう要求することができる。

第六条 以下のいずれかに該当する場合、知的財産権の質権担保貸付を受入れない。

- (一) 質権設定者は国家行政主管部門の法定知的財産権登記文書に記載された知的財産権の所有者ではない。
- (二) 知的財産権は取消を申立され又は無効宣告手続を始められている。
- (三) 無効を宣告され、取消され又は既に終了し若しくは繰り上げて終了した。
- (四) 他人の知的財産権を詐称している。
- (五) 知的財産権は帰属の紛争がある又は帰属が明確ではない。
- (六) 質権設定の期限は知的財産権の残りの有効期限を超えている。
- (七) 国家専利行政機関に強制実施許諾を決定された専利権。
- (八) 期限どおり、金額どおりに年費を納付していない専利権。
- (九) 既に国家の適格機関に差押え、押収、凍結等の強制措置を取られている。
- (十) 知的財産権の質権担保貸付業務に合わないその他の事情。

第三章 貸付の限度額、期限及び利率

第七条 貸付の限度額は借入人生産経営のニーズ、償還能力、担保に出される知的財産権の価値及び知的財産権の質権設定率又はその他の担保等の状況により適切に決定する。

担保に出される知的財産権の価値は評価機構による評価価値とすることができる。評価価値について争議がある場合、双方当事者が協議して決定する。

知的財産権の質権設定率は貸付人が担保に出される知的財産権の価値、借入人の財務状況と信用状況等の要素により決定するものとする。参考基準としては、発明専利権、馳名商標権の質権設定率は原則的には担保に出される知的財産権の価値の45%を上回らない、省級著名商標権の質権設定率は原則的には担保に出される知的財産権の価値の40%を上回らない、その他の知的財産権の設定率は原則的には担保に出される知的財産権の価値の35%を上回らない。

知的財産権資産評価報告書は、中国資産評価協会の「資産評価準則——無形資産」（中評協[2008]217号）の関連規定に従う。貸付人が資格のある仲介機構に作成を依頼し、借入人が費用を負担し貸付が許可された後に支払う、又は双方当事者が認める資格のある仲介機構に作成を依頼し、当事者の間に別の約定がある場合を除き、費用は借入人が負担する二通りの方法がある。

貸付人は知的財産権評価機構についてのデータバンクを設け、評価機構の資格、専門能力と信用等の状況に基いて効率的な知的財産権評価機構の参入許可、撤退メカニズムを立てる。

知的財産権評価機構は貸付人から参入許可を得てからはじめて合作を始めることができる。

第八条 知的財産権の質権設定は単一担保、組合せ担保、追加担保と逆担保等に用いることができる。単一担保と逆担保にする場合、貸付利率は人民銀行が規定した同期同条件の基準利率の上に一定の比例をプラスすることができる。プラスする比例は原則として10%を下回らない。組合せ担保と追加担保にする場合、貸付利率はその他の担保方式に関する規定の基準を参照して決めることができる。

第九条 貸付人は知的財産権の質権担保貸付業務を扱うとき、知的財産権の質権担保貸付に存在可能な市場リスクを十分に理解し、知的財産権の質権担保貸付の金額、期限、利率を適切に設定するものとし、また貸付申請を許可する前に借入人の返済能力を調査して安全な返済を確保しなければならない。

第四章 貸付金申請の手続

第十条 質権設定者は知的財産権を担保に出し貸付人から借金するとき、貸付人に以下（これに限らない）の関連書類を提出する。

（一）知的財産権の質権担保貸付申請書。

(二) 担保に出そうとする知的財産権の関連証書（専利証書、商標登録証又は作品登記証を含むが、これに限らない）の原本とコピー。

(三) 専利権が有効であることを証明する専利登記簿副本の原本、有効な登録商標専用権、著作権の権利帰属文書又は書類。

(四) 中国銀監会の「商業銀行の与信業務執行に関する手引き」に定めた関連書類。

(五) 貸付人が要求するその他の書類。

第十一条 貸付人は自分自身の許可手続と審査基準によって関連企業と与信関係を立てるかどうかを決め、担保方式を定める。

知的財産権に質権を設定する場合、借入人、質権設定者について主に以下の状況を審査する。

(一) 信用記録、知的財産権は真実で有効なものであるか。

(二) 当該知的財産権を譲渡する又は他人に実施を許諾する権利があるか。

(三) 既に質権を設定していないか又は重ねて質権を設定していないか。

(四) 知的財産権の市場価値。

(五) 知的財産権の価値は合理であるか、評価機構は知的財産権の評価資格があるか、公認評価士は知的財産権の評価資格があるか、当該評価機構所属の正式な専門家であるか。

(六) 登録商標の専用権を担保に出す場合、同一又は類似商品を対象に登録した同一又は類似商標を合わせて担保にしているのか。

第十二条 双方当事者は借金契約及び関連知的財産権の書面による質権設定契約を締結して、質権設定の双方当事者の権利と義務を明記する。契約を締結日から15日以内に、共同的に国家知識産権局、国家工商行政管理総局商標局、国家版權局が指定した専門機構に知的財産権の質権登記を申請し、質権登記結果を省級の知的財産権行政主管関係部門に届出る。質権は国务院の知的財産権行政主管関係部門が質権設定登記を行った時から設立される。

第十三条 知的財産権の質権設定契約は以下の内容を含むがこれに限らないものとする。

(一) 担保される債権の種類、金額と資金用途。

(二) 知的財産権の件数、名称、請求項数、専利番号又は商標登録番号、専利出願日と授權公告日。

(三) 質権担保の範囲。

(四) 担保金額及びその支払い方式、質権設定率。

(五) 質権の満期日は原則として貸付の満期後に2年を超えない。貸付が更新された場合、質権の満期日は更新後の期限が満期になった後2年を超えない。

(六) 質権設定期間中における知的財産権の譲渡又は実施許可に関する約定。質権設定期間中に質権設定者は知的財産権の有効性を維持することに関する約定。

(七) 質権設定期間中に知的財産権は無効宣告され、取消される又は知的財産権の帰属に変更があった場合、別の担保を提供するかどうか。

(八) 違約と賠償請求、争議の解決方法、質権設定期間中の債務返済方式。

(九) 規定による又は当事者が約定の必要があると思うその他の事項

知的財産権は資産評価を受けた場合、質権設定者は資産評価報告書をも提出するものとする。

第十四条 質権設定者は知的財産権の合法的な所有者でなければならない。質権設定者は知的財産権に対し十分な処分権を有する。知的財産権は共有の場合、それに対する処分は他の共有者の必要な同意と十分な授權を得ているものとする。

第十五条 知的財産権の質権設定登記を行った後、質権設定者は約定に従って担保に出された知的財産権の関連証書を貸付人に交付する。質権登記を取消した後、貸付人は関連証書を返すものとする。

第十六条 貸付人は借金契約及び知的財産権の質権設定契約の約定に従って質権担保貸付の交付手続を行い、質権設定者が引き渡した知的財産権証書及びその他の関連資料を適切に保管するものとする。

第五章 貸付管理

第十七条 貸付人は国の核心的競争力を高める産業に属する知的財産権プロジェクト、世界に先立つ地位と産業化の広い市場見通しがある知的財産権プロジェクト、省エネ・排出減少、環境保護、低炭素経済などにおいて著しい効果があり国家の産業政策が激励する知的財産権プロジェクト、特に独自で開発した発明専利産業化プロジェクトに対して、貸付によるサポートを優先して与える。

第十八条 貸付金の交付前に、質権設定者は以下の手続を行う。

(一) 知的財産権は資産評価を受けた。質権設定者は各行政管理部門が指定した又は通常公告を發表するメディアを通して、知的財産権の質権設定状況を公告する。

(二) 知的財産権の質権が追加担保とされる場合を除き、質権設定者は本弁法第七条第二項に規定された知的財産権の資産評価報告書を提出する。

(三) 質権設定者は知的財産権商品又はプロジェクトを対象に関連保険を行い、貸付人の貸付リスクを減らす。

(四) 質権設定者は有効な措置を取って質権設定期間において担保に出された知的財産権が有効であることを保障し、関連規定に従って知的財産権の年金等の費用を納付する。

(五) 担保に出された知的財産権は適法で有効であること、価値が安定することを確保するその他の措置と方法。

第十九条 貸付人は知的財産権の質権担保貸付金を交付する時、「固定資産の貸付に関する管理暫定弁法」、「流動資金の貸付に関する管理暫定弁法」、「個人貸付に関する管理暫定弁法」、「プロジェクト融資業務案内」の規定及び契約の約定に従って、専用の貸付交付口座又は貸付人が受託して支払う方式及び借入人が自主的に支払う方式を通して、貸付資金の支払いに対し管理とコントロールをし、借入人が資金を転移し、貸付資金の用途を変更するのを防止する。

第二十条 知的財産権の質権担保貸付を交付した後、貸付人は国务院知的財産権行政関係部門が発表した知的財産権関連情報を注意深く注目し、知的財産権権利帰属の不安定による法律リスクを防備するものとする。

貸付人は担保に出された知的財産権のリスク状況と価値変動状況に対し貸付金交付後の追跡監督をし、担保物に問題が出て価値が足りない恐れがある場合、借入人に担保を追加する又は貸付金を繰り上げて償還する等の挽回措置を取るよう要求するものとする。

貸付人は担保に出された知的財産権の法律状況と価値変動状況を常に監督するように仲介機構に委託することができる。

質権設定者は知的財産権の法律状態の変化等の状況を直ちに貸付人又は貸付人が委託した仲介機構に報告するものとする。

第二十一条 知的財産権の質権設定契約の登記内容に変更があるとき、当事者は変更決定を出した日から7日以内に変更契約書及び関連書類を持って国家知的財産権行政主管関係部門に変更登記を申請する。

変更登記を行った後、双方当事者は変更結果を省級知的財産権行政主管関係部門に届出る。

第二十二条 質権設定契約が解除又は終了した後、双方当事者は30日以内に関連書類を持って元登記機関にて知的財産権の質権設定登記取消手続を行い、省級知的財産権行政主管関係部門に取消の状況を届出る。

第二十三条 借入人が満期後債務を返済できない場合、貸付人は政府が設立した財産権取引機構等のルートを通して質権設定の知的財産権の処分公告を発表し、法に従って当該知的財産権を金に換算する又は当該知的財産権を競売、売却した金額から優先的に弁済を受ける、また協議によって譲渡する又は財産権取引機構で質権設定の知的財産権のせり売りを公示して処分することもできる。

処分による所得は債権額を超えた部分は質権設定者が所有するものとし、借金の元利金を償還するのに足りない又は処分できなかった場合、契約の規定に従って借入人の他の財産による返済を求めることができる。

当事者が別に定めた場合を除き、債権実現の費用は質権設定者が負担する。

第二十四条 貸付人は法に従って質権設定の知的財産権を処分する前に、知的財産権を処分する時に関わりそうな問題について、当該地方の知的財産権行政主管関係部門に問い合わせるか又は意見を求めることができる。

第二十五条 期限を超えた一部の発明専利権の質権担保貸付について、陝西省人民政府が設立した専門基金から規定に従って立替のリスク補償（リスク補償基金弁法は別途制定する）を支払うことができる。

第二十六条 専利権の質権担保貸付は主観的な責任によらない不良貸付になった場合、貸付人の関係スタッフに対する責任追及を免ずる、また貸付損失準備金を引き出す際に貸付人の給与費用を相殺しないものとする。

第六章 実施の組織

第二十七条 技術レベルが高い、市場の見通しが明るい、産業化の基礎がある専利、商標、著作権プロジェクトを持つ、当該知的財産権の質権担保貸付を取得した借入人の場合、各級財政が設立した関連の特別資金からプロジェクトに対し、資金支援と知的財産権質権担保貸付の利息補助、知的財産権産業化の開発補助、知的財産権評価補助等を与える。

第二十八条 保険機構が知的財産権の質権担保貸付に関する保険を開発するのを支持し、貸借双方が保険を利用して知的財産権の質権担保貸付のリスクを抑えるのを激励する。

創業投資会社、投資基金等の民間資本が積極的に知的財産権の質権担保融資に参入するのを激励する。

第二十九条 知的財産権行政主管関係部門は積極的に知的財産権産業と知的財産権の流通市場を育成し、知的財産権市場の取引行為を管理する。知的財産権行政主管関係部門、各銀行業金融機構と企業は現在の「陝西中小企業融資情報サービスプラットフォーム・融資スーパー」等を元に、知的財産権管理政策の諮問回答、関係知的財産権の質権設定状況と動態的価値、関係知的財産権の質権担保貸付の状況、知的財産権融資需要等の情報調べ及び知的財産権の質権担保貸付業務の結び合わせを提供する。

第三十条 資産評価機構、会計士事務所、弁護士事務所等の仲介サービス機構は知的財産権の質権担保貸付に対するサービスにおいて、関連法令、産業規則と業務執行準則の規定に従い、独立的、客観的、公正的な業務執行原則を守らなければならない。

仲介サービス機構がわざと虚偽資料を提出する、又は重大な過失により遺漏がある報告書を提供して貸付人に損失をもたらした場合、各関係管理部門は関連法令に基いて厳しく処罰する。情状が重大で犯罪を構成した場合、法に従って関係部門に移送して刑事責任を追究する。

貸付人は仲介機構に関する関連マイナス情報を産業協会と産業管理部門に通報することができる。

第三十一条 地方法人でない銀行業金融機構は権限範囲外の場合、上級適格機構に特別授權申請を提出し業務許可手続を行って、知的財産権の質権担保貸付業務の授權を得る、権限範囲内の場合、上級適格機構に業務の届出を行うものとする。

第三十二条 知的財産権の質権担保貸付業務を扱う銀行業金融機構は本組織の実情と合わせ、本弁法に基いて関連の実施細則を制定する。当該業務をスタートした後 10 日以内に実施細則と合わせて陝西銀監局に提出するものとする。

第七章 附 則

第三十三条 貸付人が設置する、知的財産権を質権担保とした手形の引受等リストに記載されている又は記載されていない与信業務は、本弁法の関連規定を参照する。

信託会社が小企業の集合信託資産管理製品を発行するとき、知的財産権に質権を設定して融資する場合、本弁法の関連規定を参照する。

担保機構が積極的に知的財産権の質権担保貸付に参加することを支持する。貸付人に貸付担保サービスを提供し、知的財産権が逆担保の担保物になるのを受入れる担保機構は、本弁法の関連規定を参照する。

第三十四条 本弁法の解釈に陝西銀監局、陝西省發展と改革委員会、陝西省財政庁、陝西省知識産権局、陝西省工商局、陝西省版權局、陝西小中小企業促進局が責任を負う。

第三十五条 本弁法は公布の日から施行する。